考 査 B (令和 6 年)

受 検 地	受 検 番 号	氏 名
	頭符号()	

問題

次の注意をよく読んでから始めてください。

【注意】

- 1. 全ての建築計画について、**建築基準法**(以下、「法」という。)、**建築基準法施行令**(以下、「令」という。)及びこれらに基づく**国土交通省告示**(旧建設省告示を含む。以下、「告示」という。) **の規定に従って審査**してください(建築基準法施行規則、地方公共団体の条例・規則等及び他の 関係法令は考慮しないものとします。)。
- 2. 法、令及び告示については、**令和6年1月1日現在**において施行されている規定に従って審査してください。
- 3. この問題については、<u>検定終了まで在席していた者に限り、持ち帰りを認めます</u>(中途退出者については、持ち帰りを禁止します。)。

(建築計画1及び2について)

問題 現在、某建築士事務所により、それぞれの敷地に「建築計画 1」及び「建築計画 2」の 2 種類の 略設計が行われている。それぞれの建築設計について、下記の条件のもとに、建築基準法上、 適合しているかどうかを審査して、答案用紙に記入してください。

<条件>

- イ. 各建築計画における敷地等の状況及び建築物の概要は、それぞれの「略設計図」のとおりです。
- ロ. 「計画の概要 | の記載数値等は、「略設計図 | の数値と一致しています。
- ハ.「計画の概要」及び「略設計図」のみによって審査し、略設計のため判定できない事項は、 審査の対象外とします。

答案の書き方 (答案用紙は別紙です。)

- 1. 上記の問題を十分に読んだうえで、答案用紙の(い)欄に掲げる審査対象項目について、「建築計画 1」の 5 項目、「建築計画 2」の 9 項目、計 14 項目を審査し、(ろ)欄には、建築基準法上、適合している場合には○印を、不適合である場合には×印をつけてください。
- 2. 適合している項目については、(は)欄に適合箇所及び適合となる理由を明確に記入してください。さらに、その根拠規定を(に)欄に記入してください。
- 3. 不適合である項目については、(は)欄において、不適合箇所がどこであるかを具体的に明示(例えば、1 階廊下)し、その不適合となる理由を明確に記入してください。さらに、その根拠規定を(に)欄に記入してください。なお、不適合であると判断する部分が2箇所以上ある場合には、その全ての箇所について記入してください。
- 4. 答案用紙の審査対象項目 1 から 5、7 から 10 及び 13 については、(は)欄に、限度の定めがある場合は、許容限度と計画の数値(計算式も明記すること。)を記入し比較したうえで、適合、不適合の判定をしてください。この場合、1つの項目に審査すべき箇所が複数存在する場合には、その全でについて検討したうえで、適合、不適合の判定をしてください。
- 5. 不適合である部分を全て記入していない場合、又は、根拠規定の記入が不十分な場合に は、減点されます。

(建築計画 3 について)

問題 「建築計画 3」の構造設計について、下記の条件のもとに、以下の「設問 1」及び「設問 2」について審査して、答案用紙に記入してください。

<条件>

- イ. 建築物の構造等の概要は、「計画の概要」のとおりです。
- ロ.「計画の概要」及び以下の「答案の書き方」に示された条件によって審査し、それらのみで は判定できない事項は審査の対象外とします。
- 設問 1. 構造計算書(令第88条の規定に基づく地震力の計算)に係る審査
- 設問 2. 構造計算書(令第82条の6に規定する許容応力度等計算)に係る審査

答案の書き方 (答案用紙は別紙です。)

上記の問題、「計画の概要」を十分に読んだうえで、答案用紙の「設問 1」及び「設問 2」の「審査」の項目について審査してください。その際、「設問 1」及び「設問 2」ごとに以下の留意点に従って審査してください。

<設問1の留意点>

1. 答案用紙の「設問 1」は、以下の項目について審査を行い、(ろ)欄に、適切である場合には○印を、不適切である場合には×印をつけてください。審査対象は、桁行方向(X方向)のみとし、張り間方向(Y方向)については審査対象外とします。

審査:構造計算書の数値に係る適切・不適切の審査(設計用一次固有周期T、Rt及び 地震層せん断力Qi)

- 2. **審査が必要な数値が複数ある場合には、その全でについて審査を行ってください**。(は) 欄には、それぞれの数値について適切又は不適切とする理由を記載していただきますが、 その判断の根拠が複数存在する場合は、その全てを明確に記入してください。また、そ の根拠が数値又は数式による判断である場合には、その数値又は数式も記入してください。
- 3. 審査に必要な数値の全てを記入していない場合、審査の理由(判断の根拠である数値又は数式を含む。)を記入していない場合には、減点されます。

<設問2の留意点>

1. 答案用紙の「設問 2」は、以下の項目について審査を行い、(ろ)欄に、適切である場合又は適合している場合には○印を、不適切である場合又は不適合である場合には×印をつけてください。審査対象は、桁行方向(X方向)のみとし、張り間方向(Y方向)については審査対象外とします。

審査:構造計算書の数値に係る適切・不適切の審査(昭和55年建設省告示第1791号 第2第一号に規定する各階のβの数値及び各階のβにより地震力による応力に乗 ずる割増し率の数値)並びに構造計算書の判定の結果に係る適合・不適合の審査 (「筋かいの断面検定」に関する判定)

- 2. **審査が必要な数値又は判定結果が複数ある場合には、その全でについて審査を行ってく** ださい。(は)欄には、それぞれの数値・判定結果について、「適切である若しくは不適切である」又は「適合している若しくは不適合である」とする理由を記載していただきますが、その判断の根拠が複数存在する場合は、その全てを明確に記入してください。また、その根拠が数値又は数式による判断である場合には、その数値又は数式も記入してください。
- 3. 審査に必要な数値又は判定結果の全てを記入していない場合、審査の理由(判断の根拠 である数値又は数式を含む。)を記入していない場合には、減点されます。

建築計画1

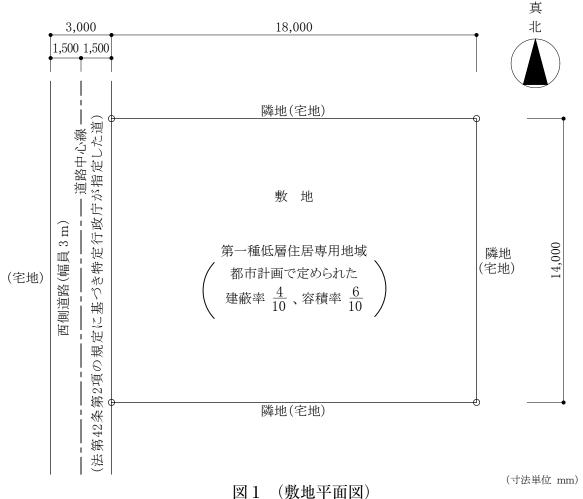
計画の概要

a) 敷地関係(図1参照)

- 1. 敷地は、西側道路(法第42条第2項の規定に基づき特定行政庁が指定した道)に接しており、 第一種低層住居専用地域に指定されている。
- 2. 用途地域に関する都市計画で定められた建蔽率及び容積率の限度は、それぞれ $\frac{4}{10}$ 及び $\frac{6}{10}$ で ある。
- 3. 都市計画で定められた建築物の高さの限度は、10 mである。
- 4. 法第56条の2の規定による地方公共団体の条例で指定する区域の指定はないものとする。
- 5. 都市計画による防火地域、準防火地域の指定はないものとする。
- 上記以外に、特定行政庁及び国土交通大臣が行う指定等はないものとする。

b) 周囲の状況(図1及び1階平面図・配置図参照)

敷地と道路の路面の中心、隣接する宅地及び前面道路の反対側の宅地については、高低差はない。 また、道路と建築物の間には、門、塀等の工作物はない。



c) 建築物の概要

1. 構造・階数

木造、地上2階建て

2. 用途

兼用住宅

住宅以外の部分は、自家販売のために食品製造業を営むパン屋で、原動機は使用しない。

3. 各階の床面積

階	床面積
1 階	$94.0~\mathrm{m}^2$
2 階	64.0 m ²
計	158.0 m ²

4. 軸組計算用の見付面積(各階の張り間(南北)方向及び桁行(東西)方向の軸組に対する見付面積から、その階の床面からの高さが1.35 m以下の部分の見付面積を減じた面積)

	張り間(南北)方向の軸組に		桁行(東西)方向の軸組に		
階	対する見付面積		対する見付面積		
	南側	北側	東側	西側	
1階	69.26 m ²	68.74 m ²	$43.11~\mathrm{m}^2$	$45.16~\mathrm{m}^2$	
2 階	28.78 m²	28.78 m ²	19.48 m²	$19.48~\mathrm{m}^2$	

5. 1階部分の軸組の構造の判定に用いる1階部分の床面積

この問題では、1 階部分の軸組の構造の判定に用いる1 階の床面積については、102.0 m² (ポーチ部分を含む。)とする。

6. その他

- ① 柱の断面は、構造上十分な小径が確保されているものとする。
- ② 屋根は、金属板葺きとする。
- ③ 屋根の軒及びけらばの出は、柱(又は壁)の中心線から600 mmとする。
- ④ 火打ちは、適切な箇所に設けられているものとする。
- ⑤ 軸組は、釣合い良く設けられているものとする。
- ⑥ ポーチは、屋内的用途に供する部分ではないものとする。
- ⑦ 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分には、物置等は設けていないものとする。
- ⑧ 天空率の規定(法第56条第7項の規定)については、考慮しないものとする。

- ⑨ ホルムアルデヒドに関する有効換気量の判定を行う際には、住宅以外の部分は食品製造業及び物品の販売業を営む店舗の売場とみなすものとする。また、給気口及び建具のアンダーカット(ガラリ等)は、常時開放されているものとし、居室を有する建築物のホルムアルデヒドに関する技術的基準の特例の規定(令第20条の9の規定)については考慮しないものとする。
- ⑩ 別表の機械換気設備概要表は、ホルムアルデヒドに関する有効換気量の計算に用いるものとする。
- ① 令第2条第1項第六号の地盤面は、G.L.±0とする。
- ② 特定の項目に対する「特定行政庁の許可、認定」、「国土交通大臣の指定、認定」等は、ないものとする。
- ③ 令第9条の規定については、考慮しないものとする。
- (4) 水平構面の剛性及び耐力は確保されているものとする。

別表 機械換気設備概要表

ß	比白	室名等	床面積 (m²)	平均 天井高 (m)	気積 (m³)	換気種別	機械換気 設備の有 効換気量 (m³/h)
		玄関	4.00	2.60	10.40		
	1	ホール、階段	13.00	2.50	32.50		
	_	食堂・居間、台所	40.00	2.50	100.00		50.00
	階	洗面脱衣室、浴室	8.00	2.50	20.00		50.00
住		便所	2.00	2.20	4.40	第3種換気方式	50.00
宅	包	ホール、階段	12.00	2.50	30.00	(自然給気及び機械排気)	
	$\begin{vmatrix} 2 \end{vmatrix}$	便所	2.00	2.20	4.40		50.00
		寝室、物入	20.00	2.50	50.00		
	階	子ども室1、物入	14.00	2.50	35.00		
		子ども室 2、物入	16.00	2.50	40.00		
i	†				326.70		200.00
店舗	1 階	パン屋	27.00	2.80	75.60	第3種換気方式 (自然給気及び機械排気)	50.00
Ē	†				75.60		50.00

建築計画2

計画の概要

- a) 敷地関係(図2参照)
 - 1. 敷地は、北側A道路(法第42条第1項に規定する道路:幅員6m)、南側B道路(法第42条第1項に規定する道路:幅員6m)に接する長方形の敷地であり、北側A道路の反対側には、水路(幅員2m)がある。また、法第53条第3項第二号の規定に基づく街区の角にある敷地に準ずる敷地として、特定行政庁から指定を受けている。
 - 2. 東側の隣地境界線から 30 mまでの部分は、第二種中高層住居専用地域及び準防火地域に、また、その他の部分は第二種住居地域及び準防火地域に指定されている。
 - 3. 用途地域に関する都市計画で定められた建蔽率の限度は、次のとおりである。

第二種中高層住居専用地域 建蔽率 $\frac{5}{10}$ 第二種住居地域 建蔽率 $\frac{6}{10}$

4. 用途地域に関する都市計画で定められた容積率の限度は、次のとおりである。

第二種中高層住居専用地域 容積率 $\frac{20}{10}$ 第二種住居地域 容積率 $\frac{30}{10}$

- 5. 法第52条第2項の規定による特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域 の指定はない。
- 6. 法第56条第1項第二号の規定による特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域の指定はない。
- 7. 法第56条の2の規定による地方公共団体の条例で指定する区域の指定はない。
- 8. 敷地面積 1,333.00 m²
- b) 周囲の状況(図2及び1階平面図・配置図参照)

敷地と各道路の路面の中心、隣地の宅地(東側、西側)、道路(南側B)の反対側の宅地及び水路 (北側)の反対側の宅地については、高低差はない。また、各道路と建築物の間には、門、塀等 の工作物はない。

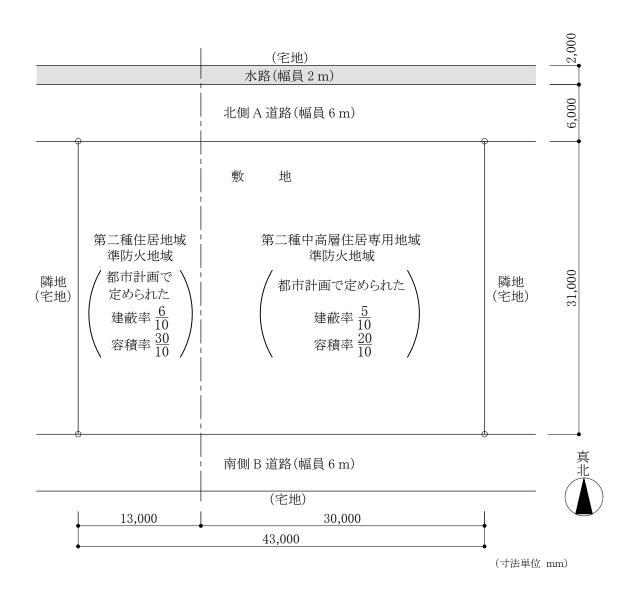


図2 (敷地平面図)

c) 建築物の概要

1. 構造・階数 鉄筋コンクリート造、地上6階建て

2. 用途

共同住宅、物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的と する店舗その他これに類するものではない。)、飲食店、カラオケボックス及び自動車車庫

3. 建築面積 882.00 m²

4. 各階の主たる用途、室名等、床面積及び内装仕上げ

階	主たる用途及び室名等		床面積	内装仕上げ	
陌	主たる用途	室 名 等	(m^2)	壁	天井
		風除室 1	8.00	準不燃材料	準不燃材料
		エントランスホール、EVホール	21.00	準不燃材料	準不燃材料
	北日及 次	EV1 シャフト	9.00	不燃材料	不燃材料
	共同住宅	階段室 1	18.00	不燃材料	不燃材料
		防災備蓄倉庫	12.00	不燃材料	不燃材料
		小計	68.00		
	物品販売業を営む	店舗1	99.00	難燃材料	難燃材料
	店舗	小計	99.00		
		飲食店1	54.00	難燃材料	難燃材料
	飲食店	調理室 1	18.00	難燃材料	難燃材料
		小計	72.00		
		個室 1	16.00	不燃材料	不燃材料
		個室 2	16.00	不燃材料	不燃材料
		個室 3	16.00	不燃材料	不燃材料
		個室 4	9.00	不燃材料	不燃材料
		個室 5	9.00	不燃材料	不燃材料
	カラオケボックス	個室 6	9.00	不燃材料	不燃材料
		個室 7	9.00	不燃材料	不燃材料
1		個室 8	24.00	不燃材料	不燃材料
階		事務室	12.00	不燃材料	不燃材料
		受付、ホール、廊下	60.00	不燃材料	不燃材料
		小計	180.00		
		電気室、機械室	36.00	不燃材料	不燃材料
		便所 1・2、多目的便所 1	28.00	不燃材料	不燃材料
		階段室 2	18.00	不燃材料	不燃材料
	加口販売業と必と	ホール・廊下	131.00	準不燃材料	準不燃材料
	物品販売業を営む 店舗・飲食店・	風除室 2	12.00	不燃材料	不燃材料
	カラオケボックス	EV2 シャフト	4.00	不燃材料	不燃材料
	の共用部分	階段室 3	32.00	不燃材料	不燃材料
		小計 (うち、物品販売業を営む店舗 (うち、飲食店分 (うち、カラオケボックス分	261.00 分 125.40) 94.52) 41.08)		
		自動車車庫	180.00	 不燃材料	不燃材料
	自動車車庫	小計	180.00	1 /m PJ T I	1 /mv.h.f. (1.1
	 1階の床面積の合言		860.00		
		を営む店舗の床面積の合計	224.40)		
	(うち、飲食店の床)		166.52)		
	(うち、カラオケボ	ックスの床面積の合計	221.08)		

I7EE:	主たる用	途及び室名等	床面積	内装化	土上げ
階	主たる用途	室 名 等	(m^2)	壁	天井
		階段室 1	18.00	不燃材料	不燃材料
	共同住宅	EV1 シャフト (非着床:面積不算入)	(9.00)	不燃材料	不燃材料
		小計	18.00		
		店舗 2	88.00	準不燃材料	準不燃材料
	₩. 口 III 士 - ※ - ※ - × - × - × - × - × - × - × - ×	店舗 3	60.00	準不燃材料	準不燃材料
	物品販売業を営む 店舗	店舗 4	152.00	不燃材料	不燃材料
	/LI FITE	倉庫 2	16.00	準不燃材料	準不燃材料
		小計	316.00		
		飲食店 2	138.00	準不燃材料	準不燃材料
		調理室 2	54.00	準不燃材料	準不燃材料
	AL ALL	更衣室 1・2	12.00	準不燃材料	準不燃材料
2	飲食店	飲食店3	24.00	準不燃材料	準不燃材料
階		調理室 3	12.00	準不燃材料	準不燃材料
rH		小計	240.00		
		倉庫1	9.00	不燃材料	不燃材料
		便所 3・4、多目的便所 2	28.00	不燃材料	不燃材料
		階段室 2	18.00	不燃材料	不燃材料
	物品販売業を営む	ホール・廊下	166.00	準不燃材料	準不燃材料
	店舗・飲食店の	EV2 シャフト	4.00	不燃材料	不燃材料
	共用部分	階段室 3	20.00	不燃材料	不燃材料
		小計 (うち、物品販売業を営む店舗 (うち、飲食店分	245.00 分 139.24) 105.76)		
	2階の床面積の合計		819.00		
	(うち、物品販売業 ² (うち、飲食店の床ī	を営む店舗の床面積の合計	455.24) 345.76)		
	(うら、臥良西の外)	世戸1~6	288.00	## //# 大大 - **!	## //# ** ** **
				難燃材料 ※不燃材料	難燃材料
	井田公	共用廊下(屋内部分)	12.00	準不燃材料	準不燃材料
3	共同住宅	階段室1	18.00	不燃材料	不燃材料
谐		EV1 シャフト	9.00	不燃材料	不燃材料
		EVホール	9.00	不燃材料	不燃材料
	3階の床面積の合言	†	336.00		

階	主たる用	途及び室名等	床面積	内装作	土上げ
PÉ	主たる用途	室 名 等	(m^2)	壁	天井
		住戸1~6	288.00	難燃材料	難燃材料
		共用廊下(屋内部分)	12.00	準不燃材料	準不燃材料
4	共同住宅	階段室 1	18.00	不燃材料	不燃材料
階		EV1 シャフト	9.00	不燃材料	不燃材料
PÉ		EVホール	9.00	不燃材料	不燃材料
	4階の床面積の合言	<u>†</u>	336.00		
		住戸1~6	288.00	難燃材料	難燃材料
		共用廊下(屋内部分)	12.00	準不燃材料	準不燃材料
5	共同住宅	階段室 1	18.00	不燃材料	不燃材料
階		EV1 シャフト	9.00	不燃材料	不燃材料
陌		EVホール	9.00	不燃材料	不燃材料
	5 階の床面積の合言	t	336.00		
		住戸1~6	288.00	難燃材料	難燃材料
		共用廊下(屋内部分)	12.00	準不燃材料	準不燃材料
6	共同住宅	階段室 1	18.00	不燃材料	不燃材料
階		EV1 シャフト	9.00	不燃材料	不燃材料
PÉ		EVホール	9.00	不燃材料	不燃材料
	6階の床面積の合言	t	336.00		
屋	共同住宅	階段室 1	18.00	不燃材料	不燃材料
上階	上		18.00		
	合 計		3,041.00		
		を営む店舗の床面積の合計	679.64)		
	(うち、飲食店の床)		512.28)		
	(つら、カフオケホ	ックスの床面積の合計	221.08)		

- ※1 この問題では、1階の階段室 2、3、EV2 シャフト及び 2階の共用部分については 2階における各用途の床面積の比率により案分した面積を、階段室 2、3及びEV2 シャフトを除いた 1階の共用部分については 1階及び 2階における各用途の床面積の比率により案分した面積を、それぞれの用途の床面積とする。
- ※2 自動車車庫は、建築物に附属する自動車車庫とする。
- ※3 共同住宅1階の防災備蓄倉庫は、令第2条第1項第四号ロの用途に供するものとする。
- ※4 屋外階段、共用廊下(開放部分)及びバルコニーは、外気に有効に開放されており、床 面積に算入しないものとする。
- ※5 EV1~2は、いずれも特殊な構造のエレベーターで、機械室を有しないものとする。
- ※6 各室等の内装仕上げの下地材料は、全て不燃材料を用いるものとする。

5. その他

- ① この建築物は、主要構造部を耐火構造とした耐火建築物である。
- ② 特定防火設備及び防火設備は、令第112条第19項第二号に定める構造のものとする。
- ③ 階段室に設けられている扉は、所定の常時閉鎖機能及び遮煙性能を有し、全て避難方向に直接手で開くことができるものとする。
- ④ 階段室には、予備電源を有する照明設備が設けられているものとする。
- ⑤ 屋外階段は、令第123条第2項に規定する避難階段に該当するものとする。
- ⑥ 3階以上の階には、非常用の進入口に代わる開口部が道路に面して設けられているものとする。
- ⑦ EVシャフトには、所定の遮煙性能を有する特定防火設備が設けられているものとする。
- ⑧ 2階の倉庫1、2については、令第2条第1項第四号口に規定する専ら防災のために設ける 備蓄倉庫に該当しないものとする。
- ③ 法第27条第1項第二号における「その用途に供する部分の床面積の合計」の面積算定に当たっては、別表第1(い)欄(4)項に掲げる用途が複数ある場合は、複数の用途に供する部分の床面積の合計により算定するのではなく、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計により算定するものとする。
- ⑩ 共同住宅の住戸部分は、全て居室とみなすものとする。
- ① 令第116条の2第1項に該当する居室は、カラオケボックスの居室を除き、ないものとする。
- (2) 非常用の照明装置については、令第 126 条の 4 及び令第 126 条の 5 の規定に適合するものとする。
- ⑬ 自動式のスプリンクラー設備等は、設けられていないものとする。
- ④ 3~6階のバルコニーについては、避難上有効なバルコニーに該当しないものとする。
- ⑤ 天空率の規定(法第56条第7項の規定)については、考慮しないものとする。
- ⑤ 令第9条の規定については、考慮しないものとする。
- ① 屋外階段、共用廊下(開放廊下)については、令第126条の4に規定する「採光上有効に直接 外気に開放された通路」とみなすものとする。また、共用廊下(開放部分)の内装仕上げ(壁、 天井とも)は、準不燃材料とする。
- ® 令第2条第1項第六号の地盤面は、G.L.±0とする。
- (9) 特定の項目に対する「特定行政庁の許可、認定」、「国土交通大臣の指定、認定」等は、ないものとする。
- ② 区画避難安全検証法の規定(令第128条の6の規定)、階避難安全検証法の規定(令第129条の規定)及び全館避難安全検証法の規定(令第129条の2の規定)については、考慮しないものとする。

建築計画 3(構造審査)

計画の概要

a) 建築物の概要

- 1. 用途 事務所
- 鉄骨造、地上3階建て、建築物の高さ 9.30 m 2. 構造等
 - ・コンクリートの設計基準強度は、基礎梁及び1階床からR(屋上)階床までは24 N/mm²とす る。
 - ・鉄骨の材質は、柱及び大梁はSN400B、小梁及び筋かいはSS400とする。
 - ・ 令第88条第1項に規定するZの値は、1.0とする。
 - ・令第88条第2項に規定する標準せん断力係数Coは、0.2とする。
 - ・昭和55年建設省告示第1793号第2の関係規定による地盤の種別は、第二種地盤とする。
 - ・令第86条第2項ただし書きの規定によって特定行政庁が指定する多雪区域その他の特定の 項目に関する特定行政庁による指定及び国土交通大臣による認定はないものとする。

3. 各階の構造等

・各階の構造は、「構造図」の基準階略床伏図(図 3)及びY1 通り略軸組図(図 4)のとおりであ る。

なお、廊下及び階段の記載、並びに基礎部分を構成する部材の記載は省略されている。

・各階の柱スパン並びに柱及び大梁の断面寸法は、以下のとおりである。

桁行方向(以下、「X方向」という。) 6.0 m 柱スパン(柱心の間隔)

張り間方向(以下、「Y方向」という。) $9.0 \, \mathrm{m}$

柱及び大梁の断面寸法(単位:mm)(いずれも同一階においては、全て同一寸法とする。)

階	柱	大梁 X方向	筋かい X方向
R(屋上)	_	$H - 350 \times 175$	
3	$H - 350 \times 250$	$H - 450 \times 200$	$L-75\times75$
2	$H - 450 \times 300$	$H - 500 \times 200$	$L-90\times90$
1	$H - 600 \times 300$	_	L-100×100

・各階の筋かいは引張筋かいであり、圧縮力を負担しないものとする。

4. その他

- ① 略号(例えば「Ai」)及び用語(例えば「筋かい」)について特段の注釈がないものについては、 法令及び告示の関連規定において定めるところによる。
- ② その他、特段の注釈のない事項については、法令に抵触する事項はないものとする。

b) 構造計算書の内容(抜粋)

- 1. 構造計算書(令第88条の規定に基づく地震力の計算)
 - ・令第88条の規定により、建築物の地上部分の地震力を計算した結果が「構造計算書(令第88条の規定に基づく地震力の計算)」であり、この計算書における「B. 地震力」に記載された数値のうち「固定荷重と積載荷重との和wi」及び「Ai」の数値については、正しいことが確認されている。
- 2. 構造計算書(令第82条の6に規定する許容応力度等計算)
 - ・当該建築物は、法第20条第1項第二号に掲げる建築物に該当し、昭和55年建設省告示第 1791号「建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件」 第2第一号の規定に基づいて構造計算を行っている。
 - ・令及び告示の関係規定により層間変形角、剛性率及び偏心率を計算した結果が「構造計算書 (令第82条の6に規定する許容応力度等計算)」であり、この構造計算書における「A. 層間 変形角」、「B. 剛性率」、「C. 偏心率」、「D. 地震層せん断力のうち、各階の筋かいが負担 するせん断力(水平力)」に記載された数値並びに「E. 筋かいの断面検定」のうち、「地震力に より筋かいに生じる引張力」及び「筋かいの短期許容引張耐力」の数値については、正しいこ とが確認されている。
 - ・「E. 筋かいの断面検定」のうち、「地震力により筋かいに生じる引張力」については、各階の筋かいに生じる引張力のうち最大のものを示している。
 - ・昭和55年建設省告示第1791号「建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件」第2第二号(筋かい端部・接合部の保有耐力接合)、第四号(柱・梁の幅厚比)及び第七号(構造耐力上支障のある急激な耐力の低下の防止)の規定に適合することが確認されている。

「構造図」(単位mm)

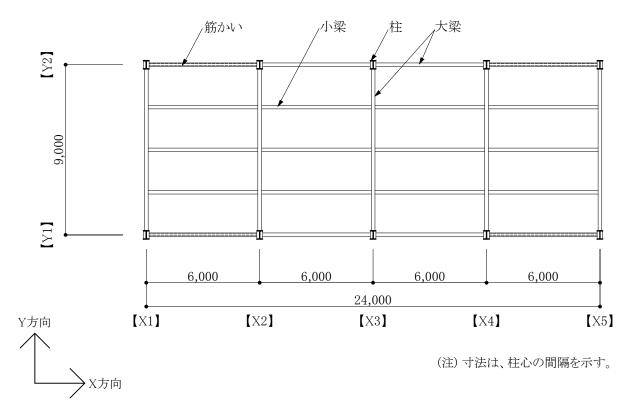


図3 基準階略床伏図

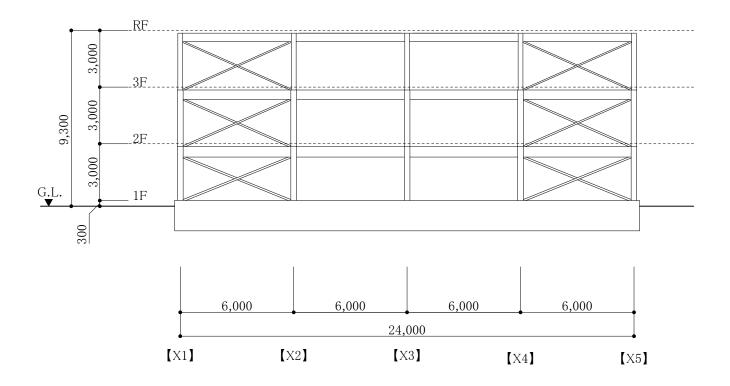


図4 Y1通り略軸組図

「構造計算書(令第88条の規定に基づく地震力の計算)」

A. 建築物の設計用一次固有周期・Rt等

Z	当該建築物の高さ h(m)	建築物の設計用 一次固有周期 T(秒)	Rt	標準せん断力 係数 Co
1.0	9.3	0.279	1.0	0.2

B. 地震力

階	固定荷重と 積載荷重との和 wi(kN)	Σwi (kN)	Ai	地震 感 ・・・・・・ 地震層せん断力 Qi(kN)
3	1,650	1,650	1.443	476
2	1,750	3,400	1.177	800
1	1,800	5,200	1.000	1,040

「構造計算書(令第82条の6に規定する許容応力度等計算)」

(X方向)

A. 層間変形角

階	最大の層間変位 (mm)	階の高さ* (mm)	最大の層間変形角	判定
3	3.3	3,000	1/909	OK
2	3.6	3,000	1/833	OK
1	4.5	3,000	1/667	OK

※層間変形角算定時の階の高さは、各階の床仕上げ面で取ることで問題ないことが確認されている。

B. 剛性率

階	剛性率を計算する 場合の層間変位 (mm)	剛性率を計算する 場合の層間変形角	剛性率Rs	判定
3	3.3	1/909	1.132	OK
2	3.6	1/833	1.037	OK
1	4.5	1/667	0.831	OK

C. 偏心率

階	偏心距離 e(cm)	偏心率Re	判定
3	0.0	0.0	OK
2	0.0	0.0	OK
1	0.0	0.0	OK

D. 地震層せん断力のうち、各階の筋かいが負担するせん断力(水平力)

階	筋かいが負担する せん断力 Qb(kN)	
3	381	
2	580	
1	965	

E. 筋かいの断面検定

階	地震力により筋かい に生じる引張力 Nb(kN)*1	各階のβにより 地震力による応力に 乗ずる割増し率	割増し後の筋かいの 短期設計用引張力 Ns(kN)	筋かいの 短期許容引張耐力 Na(kN)**²	判定
3	110	1.14	125	180	OK
2	150	1.19	179	240	OK
1	270	1.05	284	350	OK

- ※1 各階の筋かいに生じる引張力のうち最大の値
- ※2 各階に設けられた筋かい1本当たりの値